

歯科用語の解説

- 充填形成
歯に詰めものをするために虫歯の部分を削ること
- シーラント
保険診療では『初期う蝕早期充填処置』と言う。
歯の噛み合わせの溝の部分に極く初期の虫歯がある場合、歯を削らずに、溝の部分流動性のある樹脂でコーティングする方法で、虫歯予防に準じた考え方で行う治療である。乳歯や幼若永久歯で効果が期待できる
- レジン充填
虫歯部分を削り、削った部分に、歯と同じ色をしたレジン（歯の詰め物の名称）を詰めること
- 歯科口腔リハビリテーション料
施設基準を満たした保険医療機関において、厚生局に届出を行い、有床義歯、舌接触補助床、顎関節治療用装置を装着している患者に対し、口腔機能の回復又は維持を主眼とした調整又は指導を行った場合に算定する
●多くの場合、有床義歯の調整や管理を行った場合に算定している
- 歯科技工納品書
歯科医療機関から発注を受け、製作した技工物（冠、入れ歯等）を納品する際に歯科技工所が作成する書類
- 補綴物（ほてつぶつ）
歯科医療機関の指示に基づき、歯科技工所が製作する冠や入れ歯等の総称。
口腔内に装着されている場合も同様に称す（歯科技工士が製作することが多いが、歯科医師が製作することもある）
- 歯式（ししき）
歯科診療録、レセプト等に記載する歯の標記方法
- 補綴治療
補綴物を製作、装着するために行う治療の総称
- クラウン
冠そのもの、あるいは冠による治療のこと。全部金属冠のことを言う場合が多い
- メタルコア加算
クラウンで治療する歯（歯質）の欠損が大きい場合、金属で土台を補強（メ

タルコア) し、クラウン用に削って型を取るときに加算できる点数

○ テンポラリークラウン

冠の製作過程において、冠を装着するまで暫定的に装着しておく冠。仮り歯

○ リテイナー

ブリッジの製作過程において、ブリッジを装着するまで暫定的に装着しておくブリッジ。仮り歯

○ ポンティック

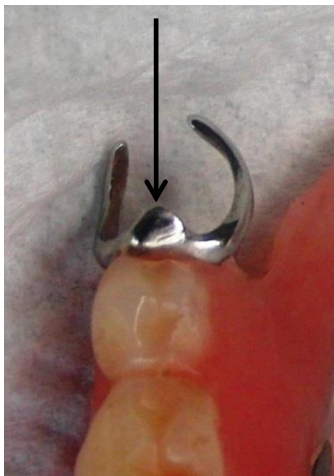
ブリッジの歯のない部分の呼称。ダミーとも言う

○ 鉤（こう）

入れ歯を歯に止めるためのバネ様（金属）の部分。針金状の金属を加工して製作したものを線鉤、鋳造して製作したものを鋳造鉤という

●下図のように 1 個で 1 歯に掛けるものを二腕鉤、2 歯に掛けるものを双子鉤という

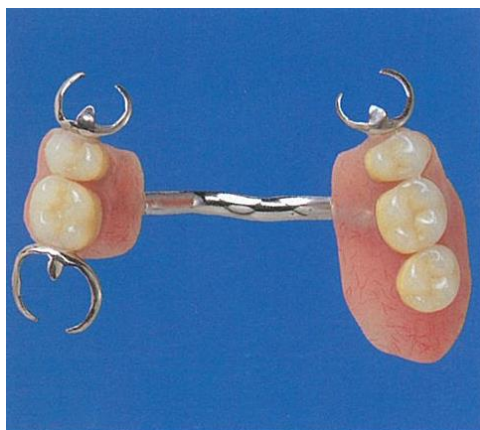
レスト



鋳造鉤（レスト付二腕鉤）



鋳造鉤（双子鉤）



有床義歯（局部義歯）の一例